明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則（人事院）　一
○令和元年改正法附則第三条の規定による住居手当（同九―一四六）　二
〔告　示〕
○損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件（金融庁八）　四
〔官庁報告〕
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二）　三
国家試験
二千二十年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）試験専門委員（人事院）　三
二千二十年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　三
二千二十年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　三
二千二十年度法務省専門職員（人間科学）採用試験試験専門委員（同）　三
二千二十年度財務専門官採用試験試験専門委員（同）　三
二千二十年度国税専門官採用試験試験専門委員（同）　三
二千二十年度食品衛生監視員採用試験試験専門委員（同）　三
二千二十年度労働基準監督官採用試験試験専門委員（同）　三
二千二十年度航空管制官採用試験試験専門委員（同）　三
二千二十年度国家公務員採用試験施行計画（同）　三
二千二十年度外務省専門職員採用試験施行計画（外務省）　三
令和元年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
弁理士登録関係　四
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達、押収物還付関係　七
会社その他
会社決算公告　八

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年二月三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五四―八

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。